

宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市民生活にとって最も不可欠な生活基盤である道路を、市民の理解と協力のもとに、安全で快適なものに整備していくため、道路用地の寄付手続き及び助成金の交付に関し宮崎市公有財産規則（平成元年規則第16号）及び宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱が適用される「生活道路用地寄付」とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市道認定基準第3条に基づく用地寄付
- (2) 宮崎市道として認定及び供用開始している道路で、幅員狭小による拡幅要望に伴う用地寄付
- (3) 宮崎市道であって、建築基準法第42条第2項に基づく狭あい道路の後退にかかる用地寄付
- (4) 宮崎市道であって、建築基準法第42条第2項に基づく狭あい道路に面する土地で既に建築等で後退している後退用地の寄付申出による用地寄付
- (5) 建築基準法第43条第2項第2号許可の対象となる通路（市道に限る。）に接する後退用地の寄付

(申請者)

第3条 第2条に基づき用地寄付を申請しようとする個人または団体（以下「申請者」という。）は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 宮崎市内の自治会
- (2) 市道編入のため、生活道路整備を目的として設立された団体で、市長が適当と認めるもの
- (3) 寄付予定地の土地所有者

(用地寄付の対象となる区域)

第4条 用地寄付の対象となる区域については、第2条により生活道路用地寄付による対応が可能であり、市長が必要と判断した区域とする。

2 用地寄付の対象となる区域が、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為（自己の居住用のための開発行為を除く。）区域
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事区域

- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた又は受けるための事業区域
- (4) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条第1項第4号に伴う用地寄付
- (5) 宮崎市道として現に供用開始されている道路において、その用地が民有地であり、当該所有者から受ける用地寄付
- (6) 国、地方公共団体または公団等が行う事業区域
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく開発行為区域
- (8) 第2条（2）に基づく拡幅要望であって、用地寄付のほか、用地買収を伴う道路改良事業
- (9) 第2条（3）、（4）の場合において、道路中心より2メートルに足りない部分が敷地の一部のみであって、概ね4メートル確保できる場合。

（寄付採納の基準）

第5条 市に寄付する用地は、申請者において分筆し、所有権以外の権利が設定されていない状態でなければならない。また前条の用地寄付の対象となる区域について、全ての土地所有者が同意するものとする。

第2章 寄付にかかる手続き

（事前協議）

- 第6条** 申請者（第3条）は、寄付用地の確定に際し、用地測量が必要と市長が認めるときは、その内容について市と協議を行うものとする。
- 2 申請者は、宮崎市生活道路用地寄付事前協議申請書（様式第1号）を提出し、あらかじめ市長と協議し、その指導を受けるものとする。
 - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 位置図
 - (2) 公図の写し（分筆前のもの）
 - (3) 登記全部事項証明書の写し（分筆前のもの）
 - (4) 図面（計画平面図など用地寄付の区域がわかる図面）
 - (5) 現況写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類
 - 4 市長は第2項の申請書が提出され、協議が整った場合には、申請者に対し、宮崎市生活道路用地寄付事前協議回答書（様式第2号 以下、事前協議回答書）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条の事前協議回答書を受けた後において、前条の申請を取下げしようとする者は、宮崎市生活道路用地寄付事前協議取下げ申請書（様式第3号）を提出するものとする。なお、申請取下げに伴い生じた損失について補填・助成は行わないものとする。

(形態整備)

第8条 申請者は、事前協議回答書に基づき、寄付する用地の形態を次に掲げるとおり整備するものとする。

- (1) 申請者は、寄付する用地の地積測量図に基づき境界標柱等による道路と民地の境界を標示することとし、寄付用地内に樹木、生垣等の立竹木や、門柱、ブロック塀等の工作物がある場合は、除去すること。
- (2) 申請者は、寄付用地内に電柱、上下水道施設などが存する場合は、各管理者と協議を行い申請者において移設するものとする。やむを得ず道路用地内へ存置又は移設が必要な場合は、市において各管理者と協議する。

(手続き等)

第9条 申請者は、前条の形態整備後、速やかに下記の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 寄付証書（様式第4号）
 - (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書（様式5号）
 - (3) 寄付用地境界確定図（境界杭が確認できるもの。地積測量図での代用可）
 - (4) 登記全部事項証明書の写し（分筆後のもの）
 - (5) 公図の写し（分筆後のもの）
 - (6) 事前協議回答書の写し
 - (7) 印鑑登録証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類（市道編入申請書等）
- 2 市長は前項に該当する書類が提出された場合は、当該申請に係る事前協議回答書及びその他協議事項の履行がなされているか確認し、寄付用地の市への所有権移転の手続きを行い、所有権移転登記の完了後に、申請者に対し寄付受理証明書（様式第6号）を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、期限を付して手直しを命ずることができる。
- 3 寄付により当該土地の所有権移転登記の完了した年までの固定資産税及び都市計画税は、従前の所有者の責任において完納するものとする。

(道路整備等)

第10条 市長は、用地の所有権移転登記完了後、予算の範囲内において速やかに整備を行うものとする。

第3章 寄付採納に係る助成について

(助成金の交付)

第11条 市長は、寄付により用地を取得したときは、別表により申請者に宮崎市生活道路用地寄付採納に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

- 2 前項に規定にかかわらず、市税を滞納している申請者及び宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号の暴力団関係者に該当する申請者に対しては、助成金を交付しない。

3 同一所有者の連続する土地についての助成金交付は一度のみとする。

(助成金交付手続)

第12条 申請者は、前条の助成金の交付を受けようとする場合は、寄付助成金交付申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（個人用）（様式第10号）
- (2) 誓約書兼同意書（団体用）（様式第11号）
- (3) 滞納無証明書（申請日直近のもの）
- (4) 相手方登録申請書
- (5) 土地所有者代表者委任状（様式第8号）
- (6) 撤去物件撤去前後写真
- (7) 見積書、明細書（分筆登記費）
- (8) その他市長が必要と認める書類（領収書の写し、請求書等）

3 市長は、前2項に規定する書類を受理したときは、当該申請に係る事項を審査し、助成金の交付の可否及びその額を決定し、寄付助成金交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定したときは、予算の範囲内で順次、速やかに申請者に助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(遡及措置)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

令和6年3月31日までに、事前協議回答書により回答したものは、従前のおり取扱う。

別表 1（第 1 1 条関係）

宮崎市生活道路用地寄付採納に係る助成金は下記のとおり定める。

助成金の項目	算出方法	上限額
1. 分筆登記費	寄付部分の分筆登記に要した費用で市長が認めた額（100円未満は切り捨てる）	25万円
2. 隅切り補償金（市街化区域） （1箇所あたり）	固定資産評価額に面積を乗じた金額（100円未満は切り捨てる）	6万円
3. 隅切り補償金（市街化区域外） （1箇所あたり）	固定資産評価額に面積を乗じた金額（100円未満は切り捨てる）	3万円

* 田野町については、用途地域を市街化区域に読み替える。

殿

宮崎市長 清山 知憲 印

宮崎市生活道路用地寄付事前協議回答書

宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱第6条第4項の規定により宮崎市生活道路用地寄付事前協議申請に対し下記のとおり回答します。

記

協議対象地	1. 所在	起点 宮崎市 終点 宮崎市	番地先から 番地先まで
	2. 隣接道路の種別	<input type="checkbox"/> 市道（ <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 供用 ）	
	3. 事業計画認可・不認可	<input type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 不認可	
	4. 現況道路幅員	m	
	5. 寄付予定地の形状(概算)	長さ m 幅 m～ m	面積 ～ m ²
6. 協議条件	<input type="checkbox"/> ①路面排水のための流末が確保できること <input type="checkbox"/> ②道路交差箇所は隅切りが3m以上あること <input type="checkbox"/> ③道路縦断勾配は9%以内であること <input type="checkbox"/> ④道路は通り抜けを基本とするが、袋路状は基準の自動車転回広場があること <input type="checkbox"/> ⑤家屋が現に 戸以上連担していること <input type="checkbox"/> ⑥道路幅員を m以上とすること （狭あい道路の場合道路中心線より2m以上とすること） <input type="checkbox"/> ⑦道路境界を明確にすること <input type="checkbox"/> ⑧抵当権等の所有権以外の権利の抹消が出来ること <input type="checkbox"/> ⑨占用物件の撤去が出来ること <input type="checkbox"/> ⑩助成金の交付を受けようとする場合は、市税の滞納がないこと <input type="checkbox"/> ⑪助成金の交付を受けようとする場合は、宮崎市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者に該当しないこと。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 ()		

(注意)

- 宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱第9条第1項に基づく寄付申請を行う際には、この回答書の写しを提出してください。
- 寄付用地内に構造物等が存する場合は、寄付助成金交付申請までに寄付用地外に移転を完了してください。
- 協議条件欄の□にレ点があるのが協議条件になります。
 (①～⑫は市道認定、⑥～⑫はセットバック寄付)

宮崎市生活道路用地寄付事前協議取下げ申請書

宮崎市長 清山 知憲 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付宮道第 号で認可されました宮崎市生活道路用地寄付について下記の理由により取下げたいので、宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 取下げの理由

年 月 日

寄付受理証明書

殿

宮崎市長 清山 知憲 印

年 月 日貴殿より寄付申請のあった下記財産については、正に受理したことを証明します。

記

寄付財産の表示

所 在	地 目	地積（㎡）	所有権移転登記年月日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日
宮崎市			年 月 日

※当該寄付により宮崎市への所有権移転登記の完了した年までの固定資産税及び都市計画税は貴殿の責任において完納するものとする。（宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱第9条第3項）

寄付助成金交付申請書

宮崎市長 清山 知憲 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

宮崎市生活道路用地寄付採納に係る助成金の交付を受けたいので、宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱第12条第1項規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円
(内訳は別紙)

事業計画

寄付財産の表示

- (1) 所 在 宮崎市 番
(2) 地 目
(3) 地 積
(4) 分筆登記年月日 年 月 日

年 月 日

委任状

委任者 住所
氏名 印

私は、下記の者に道路の拡幅に係る寄付に関する一切の権限を委任します。

代理人 住所
氏名

土地地番	土地所有者
	住所 氏名

寄付助成金交付決定通知書

殿

宮崎市長 清山 知憲

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市生活道路用地寄付採納に係る助成金については、宮崎市生活道路用地寄付に伴う助成に関する要綱第12条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付決定の内容 宮崎市生活道路用地寄付採納に係る助成金
3. 交付決定に付した条件

誓約書兼同意書（個人用）

年 月 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

性 別

(生年月日 年 月 日)

私は、私が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）に該当しないことを誓約します。

また、宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載した私の個人情報を警察機関に提供されることに同意します。

注 この書面に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき取り扱うものとし、宮崎市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

誓約書兼同意書 (団体用)

年 月 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

私どもの団体は、宮崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団関係者ではないことを誓約します。

また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を宮崎市に提出すること及び宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報警察機関へ提供することについて同意します。

役 職 名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	同意年月日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日
		男・女	明治・大正 年 月 日 昭和・平成	年 月 日

注 この書面に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) に基づき取り扱うものとし、宮崎市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。